

平成29年村上市議会第1回定例会会議録(第7号)

○議事日程 第7号

平成29年3月17日(金曜日) 午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 請願第1号 碓石海岸の浸食防止対策の推進を求める請願
請願第2号 (仮称)新村上総合病院建設設備工事に関する請願書
- 第 3 議第20号 村上市過疎地域自立促進計画の変更について
議第21号 村上市一般職の任期付職員の採用等に関する条例制定について
議第22号 村上市個人情報保護条例等の一部を改正する条例制定について
議第23号 村上市職員定数条例の一部を改正する条例制定について
議第24号 村上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について
議第25号 村上市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について
議第26号 村上市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
議第27号 村上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
議第28号 村上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
議第29号 村上市集落集会所施設条例の一部を改正する条例制定について
議第30号 村上市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例制定について
議第31号 市有財産の譲与について
議第32号 市有財産の譲与について
議第33号 市有財産の譲与について
- 第 4 議第34号 胎内市、新発田市、村上市、関川村し尿処理に関する事務委託に関する規約の変更について
議第35号 村上市男女共同参画計画策定委員会設置条例制定について
議第36号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 第 5 議第37号 市道路線の認定について
議第38号 市道路線の変更について
議第39号 市道路線の廃止について
議第40号 村上市農村公園条例の一部を改正する条例制定について
議第41号 村上市河川管理条例の一部を改正する条例制定について

- 第 6 議第 4 2 号 平成 2 8 年度村上市一般会計補正予算（第 6 号）
- 議第 4 3 号 平成 2 8 年度村上市情報通信事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議第 4 4 号 平成 2 8 年度村上市蒲萄スキー場特別会計補正予算（第 2 号）
- 議第 4 5 号 平成 2 8 年度村上市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 議第 4 6 号 平成 2 8 年度村上市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議第 4 7 号 平成 2 8 年度村上市簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 7 議第 9 号 平成 2 9 年度村上市一般会計予算
- 議第 1 0 号 平成 2 9 年度村上市土地取得特別会計予算
- 議第 1 1 号 平成 2 9 年度村上市情報通信事業特別会計予算
- 議第 1 2 号 平成 2 9 年度村上市蒲萄スキー場特別会計予算
- 議第 1 3 号 平成 2 9 年度村上市国民健康保険特別会計予算
- 議第 1 4 号 平成 2 9 年度村上市後期高齢者医療特別会計予算
- 議第 1 5 号 平成 2 9 年度村上市介護保険特別会計予算
- 議第 1 6 号 平成 2 9 年度村上市下水道事業特別会計予算
- 議第 1 7 号 平成 2 9 年度村上市集落排水事業特別会計予算
- 議第 1 8 号 平成 2 9 年度村上市簡易水道事業特別会計予算
- 議第 1 9 号 平成 2 9 年度村上市上水道事業会計予算
- 第 8 議員発議第 1 号 公的年金の毎月支給を求める意見書の提出について
- 第 9 議員発議第 2 号 村上市地酒等による乾杯を推進し村上の食文化を振興する条例制定について
- 第 1 0 閉会中の継続調査について
- 第 1 1 議員派遣の件

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 請願第 1 号 碁石海岸の浸食防止対策の推進を求める請願
- 請願第 2 号 （仮称）新村上総合病院建設設備工事に関する請願書
- 日程第 3 議第 2 0 号 村上市過疎地域自立促進計画の変更について
- 議第 2 1 号 村上市一般職の任期付職員の採用等に関する条例制定について
- 議第 2 2 号 村上市個人情報保護条例等の一部を改正する条例制定について
- 議第 2 3 号 村上市職員定数条例の一部を改正する条例制定について
- 議第 2 4 号 村上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について

- 議第 2 5 号 村上市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議第 2 6 号 村上市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議第 2 7 号 村上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議第 2 8 号 村上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議第 2 9 号 村上市集落集会施設条例の一部を改正する条例制定について
- 議第 3 0 号 村上市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例制定について
- 議第 3 1 号 市有財産の譲与について
- 議第 3 2 号 市有財産の譲与について
- 議第 3 3 号 市有財産の譲与について
- 日程第 4 議第 3 4 号 胎内市、新発田市、村上市、関川村し尿処理に関する事務委託に関する規約の変更について
- 議第 3 5 号 村上市男女共同参画計画策定委員会設置条例制定について
- 議第 3 6 号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第 5 議第 3 7 号 市道路線の認定について
- 議第 3 8 号 市道路線の変更について
- 議第 3 9 号 市道路線の廃止について
- 議第 4 0 号 村上市農村公園条例の一部を改正する条例制定について
- 議第 4 1 号 村上市河川管理条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 6 議第 4 2 号 平成 2 8 年度村上市一般会計補正予算（第 6 号）
- 議第 4 3 号 平成 2 8 年度村上市情報通信事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議第 4 4 号 平成 2 8 年度村上市蒲萄スキー場特別会計補正予算（第 2 号）
- 議第 4 5 号 平成 2 8 年度村上市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 議第 4 6 号 平成 2 8 年度村上市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議第 4 7 号 平成 2 8 年度村上市簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 7 議第 9 号 平成 2 9 年度村上市一般会計予算
- 議第 1 0 号 平成 2 9 年度村上市土地取得特別会計予算
- 議第 1 1 号 平成 2 9 年度村上市情報通信事業特別会計予算
- 議第 1 2 号 平成 2 9 年度村上市蒲萄スキー場特別会計予算
- 議第 1 3 号 平成 2 9 年度村上市国民健康保険特別会計予算
- 議第 1 4 号 平成 2 9 年度村上市後期高齢者医療特別会計予算

議第15号 平成29年度村上市介護保険特別会計予算

議第16号 平成29年度村上市下水道事業特別会計予算

議第17号 平成29年度村上市集落排水事業特別会計予算

議第18号 平成29年度村上市簡易水道事業特別会計予算

議第19号 平成29年度村上市上水道事業会計予算

日程第8 議員発議第1号 公的年金の毎月支給を求める意見書の提出について

追加日程第1 議員発議第3号 農業者の所得支援を求める意見書の提出について

日程第9 議員発議第2号 村上市地酒等による乾杯を推進し村上の食文化を振興する条例制定
について

日程第10 閉会中の継続調査について

日程第11 議員派遣の件

○出席議員（24名）

1番	小杉武仁君	2番	河村幸雄君
3番	本間善和君	4番	鈴木好彦君
5番	稲葉久美子君	6番	渡辺昌君
7番	尾形修平君	8番	板垣千代子君
9番	鈴木いせ子君	10番	本間清人君
11番	川村敏晴君	12番	小杉和也君
13番	姫路敏君	14番	竹内喜代嗣君
15番	平山耕君	16番	川崎健二君
17番	木村貞雄君	18番	小田信人君
19番	長谷川孝君	21番	佐藤重陽君
22番	大滝国吉君	24番	山田勉君
25番	板垣一徳君	26番	三田敏秋君

○欠席議員（2名）

20番	小林重平君	23番	大滝久志君
-----	-------	-----	-------

○地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	高橋邦芳君	
副市	長	忠聡君	
教	育	長	遠藤友春君

総務課長	佐藤	憲昭	君
財政課長	板垣	喜美男	君
政策推進課長	渡辺	正信	君
自治振興課			
	前川	龍也	君
課長補佐			
税務課長	建部	昌文	君
市民課長	尾方	貞一	君
環境課長	中山	明子	君
保健医療課長	菅原	順子	君
介護高齢課長	富樫	孝平	君
福祉課長	加藤	良成	君
農林水産課長	山田	義則	君
商工観光課長	竹内	和広	君
建設課長	中村	則彦	君
都市計画課長	東海林	則雄	君
下水道課長	早川	明男	君
水道局長	川村	甚一	君
会計管理者	中村	るみ子	君
農業委員会			
	小川	寛一	君
事務局長			
選管・監査			
	木村	正夫	君
事務局長			
消防長	長	研一	君
学校教育課長	遠山	昭一	君
生涯学習課長	田嶋	雄洋	君
荒川支所長	小川		剛君
神林支所長	鈴木	芳晴	君
朝日支所長	齋藤	泰輝	君
山北支所長	五十嵐	好勝	君

○事務局職員出席者

事 務 局 長	田	邊	覺
事 務 局 次 長	小	林	政 一
係 長	鈴	木	涉

午前10時00分 開議

○議長（三田敏秋君） ただいまの出席議員数は24名です。欠席の届け出のある者2名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程により議事を進めますので、よろしくご協力をお願いいたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三田敏秋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の規定によって、1番、小杉武仁君、14番、竹内喜代嗣君を指名いたします。ご了承願います。

日程第2 請願第1号 碓石海岸の浸食防止対策の推進を求める請願

請願第2号 （仮称）新村上総合病院建設設備工事に関する請願書

○議長（三田敏秋君） 日程第2、請願第1号及び請願第2号の2議案を一括議題といたします。

本件は、いずれも経済建設常任委員会に付託して休会中ご審査願ったものですが、委員長から審査報告書が議長宛てに提出されています。

最初に、委員長から審査の概要について報告をお願いします。

経済建設常任委員会委員長。

〔経済建設常任委員長 川崎健二君登壇〕

○経済建設常任委員長（川崎健二君） 皆さん、おはようございます。ただいま上程されました請願第1号 碓石海岸の浸食防止対策の推進を求める請願は、去る3月9日の経済建設常任委員会において審査を行いました。

初めに、紹介議員に補足説明を求めた後、審査に入りました。

委員より、集落住民の気持ちを酌んで大賛成との賛成意見がありました。

そのほか意見なく、討論を求めましたが討論なく、起立採決の結果、起立全員により請願第1号は採択すべきものと決定しました。

引き続き、請願第2号（仮称）新村上総合病院建設設備工事に関する請願書を議題とし、審査に入りました。

委員より、請願に関しては賛成だが、前市長の同様のことを申し上げたときに、村上市の仕事は村上市の業者だけでやるとなれば、村上市の業者がほかの市に行ったときにどうなるのかと言われたことがあり、その視点からいけば少し疑問があるが、村上市から20億円もの補助金を交付する工事であるので、議会としても積極的に村上市の業者を使っていたいただきたい旨をお願いするべきで、大賛成であるとの賛成意見がありました。

その他意見なく、討論を求めましたが討論なく、起立採決の結果、起立全員により請願第2号は採択すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから順次ボタン式投票により採決をいたします。

最初に、請願第1号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は採択です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、請願第1号は採択することに決定いたしました。

次に、請願第2号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は採択です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、請願第2号は採択することに決定いたしました。

日程第3 議第20号 村上市過疎地域自立促進計画の変更について

議第21号 村上市一般職の任期付職員の採用等に関する条例制定について

議第22号 村上市個人情報保護条例等の一部を改正する条例制定について

議第23号 村上市職員定数条例の一部を改正する条例制定について

議第24号 村上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について

議第25号 村上市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について

議第26号 村上市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

議第27号 村上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

議第28号 村上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

て

議第29号 村上市集落集会施設条例の一部を改正する条例制定について

議第30号 村上市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例制定について

議第31号 市有財産の譲与について

議第32号 市有財産の譲与について

議第33号 市有財産の譲与について

○議長（三田敏秋君） 日程第3、議第20号から議第33号までの14議案を一括して議題といたします。

本案は、いずれも総務文教常任委員会に付託して休会中ご審査願ったものですが、委員長から議長宛てに審査報告書が提出されています。

最初に、委員長から審査の概要について報告をお願いいたします。

総務文教常任委員会委員長。

〔総務文教常任委員長 鈴木いせ子君登壇〕

○総務文教常任委員長（鈴木いせ子君） 皆さん、おはようございます。ただいま上程されておりまして議第20号から議第33号までの14議案について、その審査の概要と経過についてご報告申し上げます。

去る3月2日及び6日の2日にわたり、ともに午前10時から第1委員会室において、2日は委員8名、副市長、担当課長及び担当職員、議会事務局長出席のもと、6日は委員全員、市長、教育長、担当課長及び担当職員、議会事務局長出席のもと、委員会を開会いたしました。

最初に、議第20号 村上市過疎地域自立促進計画の変更についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、変更することによって大いに活用できる部分は、影響の大きい部分がありますかとの質疑に、平成29年度の当初予算に盛り込む事業の予算に上げるものが大きい。平成29年度の予算に上げる以上は、過疎債を適用したいということで上げるのが通常ですとの答弁でした。

その他さしたる質疑なく、討論もなく、起立採決の結果、起立全員で議第20号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第21号 村上市一般職の任期付職員の採用等に関する条例制定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑なく、討論もなく、起立採決の結果、起立全員で議第21号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第22号 村上市個人情報保護条例等の一部を改正する条例設定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑なく、討論もなく、起立採決の結果、起立全員で議第22号は原案のとおり可決すべきものと

決定いたしました。

次に、議第23号 村上市職員定数条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、減員されたのは市長事務局の職員を600人から535人に、教育機関等の職員110名から85人ということだが、全体で何人になるのかとの質疑に、813名ですとの答弁。

その他さしたる質疑なく、討論もなく、起立採決の結果、起立全員で議第23号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第24号 村上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、育児休業しているのは何人で、そのうち男性は何人ですかとの質疑に、育児休業の人数は平成28年度で21名、そのうち男性は2名ですとの答弁でした。

その他質疑なく、討論もなく、起立採決の結果、起立全員で議第24号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第25号 村上市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、通産省でイクボス宣言なども行い前向きだが、市では何かそういった話がされてこれが議案として上がってきたのかとの質疑に、これは平成29年度の1月1日に改正されたが、該当なかったもので、今回改正するものですとの答弁でした。

その他質疑なく、討論もなく、起立採決の結果、起立全員で議第25号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第26号 村上市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、市営蒲筍スキー場については、資格を持った人を昨年度から募集していたのではとの質疑に、今回はその上の職種の人です。ことし3月31日で退職するので、お願いしたいとの答弁。

その他質疑なく、討論もなく、起立採決の結果、起立全員で議第26号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第27号 村上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、平成20年以降引き上げ答申は何度あったかとの質疑に、昨年1回と今回の2回ですとの答弁。

その他さしたる質疑なく、討論もなく、起立採決の結果、起立全員で議第27号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第28号 村上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、

担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑なく、討論もなく、起立採決の結果、起立全員で議第28号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第29号 村上市集落集会施設条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、3集落を削るのはどういうことかとの質疑に、指定管理が終わり譲渡するものであるとの答弁。

その他さしたる質疑なく、討論もなく、起立採決の結果、起立全員で議第29号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第30号 村上市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長に説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、小学校と中学校の給食を共同調理となると、小学生と中学生では栄養の摂取量も違うので、メニューを変える必要はないか。面倒なことはないかとの質疑に、既に別な共同調理場でも一緒につくっている。中学校ではメニューを足すとかしており、その手間をかけるというようなことはないとの答弁。

以上で討論を求めたが討論なく、起立採決の結果、議第30号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第31号から議第33号までの市有財産の譲与についての3議案を一括して議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、地縁団体に財産のいっぱいある集落が申請するとき、分筆して施設だけ申請しても差し支えないのかとの質疑に、地縁団体の財産は全員に権利が生じるので、それはそれで、これは地縁団体の財産、これは何人かの財産とかは可能ですとの答弁。

その他さしたる質疑なく、討論もなく、順次起立採決の結果、起立全員で議第31号から議案第33号までは原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

10番、本間清人君。

○10番（本間清人君） お疲れさまです。ちょっと私委員外議員で、行ければよかったのですが、聞いていなかったのが、今の委員長の報告に対してちょっとだけ質問させてもらいたいのですが、議第30号の給食共同調理場設置条例の件なのですが、今ほど神納小学校と神納中学校、その栄養分が違うからこれ一緒に大丈夫なのかというような質疑があったということでございますけれども、例えば南小ですとかそういったところというのは、調理場に関しましては委託業務で業者の方に5年契約か何かで委託をされて、当時私PTA会長のころその試食会なんかも出られて、

それで審査をして業者を決めるわけです。2つが1つになっていく条例の場合に、ここは直営というか市が直接職員を使ってやっている調理場なのか、それともやはり業者に委託をしている調理場、その辺についての質疑とかはございませんでしたでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 総務文教常任委員会委員長。

○総務文教常任委員長（鈴木いせ子君） そういう質問は出ませんでした。1つだけ、その小学校と中学校を一緒にするのは大変なのでないかという意見しか出ませんでした。

○議長（三田敏秋君） 本間清人君。

○10番（本間清人君） 今さら仕方がないので、あれなのですけれども、例えばその平林小学校、砂山小学校が万が一違う業者に対しての委託であった場合に、それを統一して4月から今度は1つになるのだということになるわけですが、その場合に何かしらの問題だとか、その業者とかの選定をこれからこの短い時間の中にどうしていくのだとか、そういう議論も何もなかったでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 総務文教常任委員会委員長。

○総務文教常任委員長（鈴木いせ子君） 何もありませんでした。

○10番（本間清人君） わかりました。失礼しました。

○議長（三田敏秋君） 14番、竹内喜代嗣君。

○14番（竹内喜代嗣君） お伺いいたします。

議第27号、村上市常勤の特別職職員の給与の条例を改正するということなのですが、この特別職の職員とは誰のことでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 総務文教常任委員会委員長。

○総務文教常任委員長（鈴木いせ子君） 誰のことですかという質疑は出ませんでした、報告ですの

で。

○14番（竹内喜代嗣君） それで聞いているのですけれども。

○総務文教常任委員長（鈴木いせ子君） ただ、1つしか出ませんでしたので、報告ですので、そういう意見は出ませんでした。

○14番（竹内喜代嗣君） 終わります。

○議長（三田敏秋君） 総務文教常任委員会委員長。

○総務文教常任委員長（鈴木いせ子君） 説明のときは市長、副市長、教育長の引き上げの答申でした。

○14番（竹内喜代嗣君） わかりました。

○議長（三田敏秋君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから順次ボタン式投票により採決いたします。

最初に、議第20号について採決をいたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第20号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第21号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第21号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第22号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第22号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第23号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第23号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第24号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第24号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第25号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第25号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第26号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第26号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第27号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。

よって、議第27号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第28号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第28号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第29号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第29号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第30号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第30号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第31号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第31号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第32号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第32号は委員長報告のとおり可決されました。

最後に、議第33号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第33号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第4 議第34号 胎内市、新発田市、村上市、関川村し尿処理に関する事務委託に関する規約の変更について

議第35号 村上市男女共同参画計画策定委員会設置条例制定について

議第36号 公の施設に係る指定管理者の指定について

○議長（三田敏秋君） 日程第4、議第34号から議第36号までの3議案を一括して議題といたします。

本案は、いずれも市民厚生常任委員会に付託して休会中ご審査願ったものですが、委員長から議長宛てに審査報告書が提出されています。

最初に、委員長から審査の概要について報告をお願いいたします。

市民厚生常任委員会委員長。

〔市民厚生常任委員長 尾形修平君登壇〕

○市民厚生常任委員長（尾形修平君） ただいま上程されております議第34号から議第36号の3議案について、その審査の概要と経過についてご報告申し上げます。

去る3月7日、8日の両日、午前10時から村上市役所第1委員会室において、委員9名、副市長、担当課長及び担当職員並びに議会事務局長出席のもと、委員会を開会いたしました。

初めに、議第34号 胎内市、新発田市、村上市、関川村し尿処理に関する事務委託に関する規約の変更についてを議題とし、環境課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りましたが、質疑なく、討論もなく、起立採決の結果、議第34号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第35号 村上市男女共同参画計画策定委員会設置条例制定についてを議題とし、市民課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、委員会を構成する関係各種団体とは具体的にどこかとの質疑に、女性関係団体・事業主・学校関係者・職業安定所の関係等を予定している。なお、公募による市民は3名であるとの答弁。

委員より、報酬として47万4,000円計上しているが、策定委員会はいつまでに何回開催予定であるかとの質疑に、年度末までに5回開催する予定であるとの答弁。

その他さしたる質疑なく、討論を求めましたが討論もなく、起立採決の結果、議第35号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第36号 公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とし、福祉課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、指定管理料3,956万3,000円は、ほとんどが人件費であると思うが、この金額を算定するための根拠として看護師1人当たりの人件費は幾らで設定したのかとの質疑に、時間給については村上市の臨時職員の看護師の単価を使用し、月給については厚生労働省の賃金構造基本統計調査をもとにしているとの答弁。

委員より、今回の公募による指定管理者の選定理由で特に評価が高かった項目についてはどのようなことかとの質疑に、今回の審査基準項目の中で施設効用の最大限の発揮の項目がすぐれていたとの答弁。

その他質疑なく、反対討論が1件あり、起立採決の結果、議第36号は起立多数にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから順次討論の後、ボタン式投票により採決いたします。

最初に、議第34号について採決をいたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第34号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第35号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第35号は委員長報告のとおり可決されました。

最後に、議第36号の討論を行います。

通告のありました原案に反対の討論を許します。

14番、竹内喜代嗣君。

〔14番 竹内喜代嗣君登壇〕

○14番（竹内喜代嗣君） 簡潔に反対の趣旨を述べさせていただきます。

今回の指定管理については、決まりました社会福祉法人には全く異存ございません。しかしながら、積算の中でパートの方も入れて運営しなければならないという部分があったのですが、それが結局看護学校の生徒を使ってというようなくだりがございました。それでは、その積算ではこれから運営していくときに、果たしてこの社会福祉法人がきちんとした運営ができるのかどうか疑問に思ったから、反対意見を表明しているところでございます。

以上です。

○議長（三田敏秋君） これで討論を終わります。

これから議第36号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。

よって、議第36号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第5 議第37号 市道路線の認定について

議第38号 市道路線の変更について

議第39号 市道路線の廃止について

議第40号 村上市農村公園条例の一部を改正する条例制定について

議第41号 村上市河川管理条例の一部を改正する条例制定について

○議長（三田敏秋君） 日程第5、議第37号から議第41号までの5議案を一括して議題といたします。

本案は、いずれも経済建設常任委員会に付託して休会中ご審査願ったものですが、委員長から議長宛てに審査報告書が提出されています。

最初に、委員長から審査の概要について報告をお願いいたします。

経済建設常任委員会委員長。

〔経済建設常任委員長 川崎健二君登壇〕

○経済建設常任委員長（川崎健二君） ただいま上程されております議第37号から議第41号までの5議案について、その審査の概要と経過についてご報告申し上げます。

去る3月9日は請願及び陳情の審査に引き続き、また3月10日は午前10時から市役所第1委員会室において、委員全員、副市長、担当課長及び担当職員並びに議会事務局長出席のもと、経済建設常任委員会を開会いたしました。

初めに、議第37号 市道路線の認定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

さしたる質疑なく、討論もなく、起立採決の結果、起立全員で議第37号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第38号 市道路線の変更についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、幅員2.5メートルの路線もあるが、市道認定は幅員4メートル以上としている。将来的に拡幅してはどうかとの質疑に、旧村時代から認定されていた農道的な市道であって、市道として管理してきた。幅員の必要があればやっていきたいとの答弁でした。

その他さしたる質疑なく、討論もなく、起立採決の結果、起立全員で議第38号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第39号 市道路線の廃止についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑なく、討論もなく、起立採決の結果、起立全員で議第39号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第40号 村上市農村公園条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、集落以外の方の利用がある施設は指定管理するという方向性の中で、草刈り等の指定管理料として支払っているが、指定管理以外の農村公園については、草刈り等は集落負担となるのかとの質疑に、仕様書や話し合いの中でお願いしているとの答弁でした。

その他さしたる質疑なく、討論もなく、起立採決の結果、起立全員で議第40号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第41号 村上市河川管理条例の一部を改正する条例制定についてを議題として、担当課

長から説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑なく、討論もなく、起立採決の結果、起立全員で議第41号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから順次ボタン式投票により採決をいたします。

最初に、議第37号について採決をいたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第37号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第38号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第38号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第39号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第39号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第40号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第40号は委員長報告のとおり可決されました。

最後に、議第41号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第41号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第6 議第42号 平成28年度村上市一般会計補正予算（第6号）

議第43号 平成28年度村上市情報通信事業特別会計補正予算（第2号）

議第44号 平成28年度村上市蒲萄スキー場特別会計補正予算（第2号）

議第45号 平成28年度村上市介護保険特別会計補正予算（第3号）

議第46号 平成28年度村上市下水道事業特別会計補正予算（第3号）

議第47号 平成28年度村上市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（三田敏秋君） 日程第6、議第42号から議第47号までの6議案を一括して議題といたします。

本案は、一般会計予算・決算審査特別委員会並びに関係所管常任委員会に付託して休会中ご審査願ったものですが、各委員長から審査報告書が議長宛てに提出されております。

最初に、一般会計予算・決算審査特別委員会委員長から審査の概要について報告をお願いいたします。

一般会計予算・決算審査特別委員会委員長。

〔一般会計予算・決算審査特別委員長 大滝国吉君登壇〕

○一般会計予算・決算審査特別委員長（大滝国吉君） それでは、ただいま上程されております議第42号、平成28年度一般会計補正予算（第6号）について、審査の概要と経過について報告を申し上げます。

去る3月14日の午後2時から第1委員会室において、委員23名、議長、議会事務局長の出席のもと、委員会を開催いたしました。

委員会の審査については、当特別委員会に総務文教、市民厚生、経済建設の分科会を設置し、審査いただき、特別委員会の最終日には全体会を開催し、各分科会長から審査の概要について報告をいただき、採決をしたところではありますが、私からその審査の概要と経過について報告させていただきます。

総務文教分科会長からは、歳入では第13款使用料及び手数料について、歳出では第2款総務費の企画費、地域活性化推進費について、また第10款教育費では過疎債の充当についての質疑がありましたが、賛否についての発言を求めましたが発言なく、起立採決の結果、起立全員で議第42号のうちの当分科会所管分については原案のとおり可決すべきものと態度を決定したとの報告でした。

次に、市民厚生分科会長からは、歳出で第2款総務費ではマイナンバーカードについて、並びに

第3款民生費では地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金についての質疑がありましたが、賛否態度の発言を求めたが発言なく、起立採決の結果、議第42号のうち当分科会所管については起立多数にて原案のとおり可決すべきものと態度を決定したとの報告でした。

最後に、経済建設分科会長からは、歳入で第16款財産収入について、歳出では第6款農林水産業費の村上牛生産振興対策事業補助金について、第7款商工費で雇用創出型創業チャレンジ交付金についての質疑がありましたが、賛否態度の発言を求めたところ発言なく、起立採決の結果、議第42号のうち当分科会所管については起立全員で原案のとおり可決すべきものと態度を決定したとの報告でした。

以上、当特別委員会の全体会では質疑なく、討論を求めたところ討論なく、起立採決の結果、議第42号は起立多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

次に、総務文教常任委員会委員長から審査の概要について報告をお願いいたします。

総務文教常任委員会委員長。

〔総務文教常任委員長 鈴木いせ子君登壇〕

○総務文教常任委員長（鈴木いせ子君） ただいま上程されております議第43号 平成28年度村上市情報通信事業特別会計補正予算（第2号）について、その審査の概要と経過についてご報告申し上げます。

先ほど報告した議案の審査に続いて審査いたしました。担当課長からの説明を受けた後、質疑に入りました。質疑なく、討論もなく、起立採決の結果、起立全員で議第43号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告します。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

次に、市民厚生常任委員会委員長から審査の概要について報告をお願いいたします。

市民厚生常任委員会委員長。

〔市民厚生常任委員長 尾形修平君登壇〕

○市民厚生常任委員長（尾形修平君） ただいま上程されております議第45号について、先ほど報告しました議案に引き続き審査をいたしました。その審査の概要と経過についてご報告申し上げます。

議第45号 平成28年度村上市介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とし、介護高齢課長か

ら議案の説明を受けた後に質疑に入りましたが質疑なく、討論を求めましたが討論もなく、起立採決の結果、議第45号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

最後に、経済建設常任委員会委員長から審査の概要について報告をお願いいたします。

経済建設常任委員会委員長。

〔経済建設常任委員長 川崎健二君登壇〕

○経済建設常任委員長（川崎健二君） ただいま上程されております議第44号、議第46号及び議第47号の3議案について、先ほど報告いたしました議案に引き続き審査をいたしました。その審査の概要と経過についてご報告申し上げます。

初めに、議第44号 平成28年度村上市蒲萄スキー場特別会計補正予算（第2号）を議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、小中学校の利用に伴う靴やウエアのレンタル分の乾燥作業のため時間外勤務手当の増額補正をとのことだが、当初は何校分を見込んでいたのかとの質疑に、同じ学校数を見込んでいたが、イベント以外分として見積もりが甘かったと思う。予算調整の中で積算が要求どおりついていない現実もあるとの答弁でした。

委員より、3月5日にスキー場閉鎖後雪が積もった。雪が少なくオープンがおくれた分、3月に雪が積もったので、3連休もあり、もう少し利益も上がるだろうから営業を延ばすことはできないのかとの質疑に、期間延長について全従業員に確認したが、できる日もあるが、できない日もあり、パトロール救助隊員の予定がつかない状況での運営はできないので、断念したとの答弁でした。

その他さしたる質疑なく、討論もなく、起立採決の結果、起立全員で議第44号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第46号 平成28年度村上市下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とし、担当課長から質疑を受けた後、質疑に入りました。

質疑なく、討論もなく、起立採決の結果、起立全員で議第46号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第47号 平成28年度村上市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

さしたる質疑なく、討論もなく、起立採決の結果、起立全員で議第47号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから討論の後、順次ボタン式投票により採決をいたします。

最初に、議第42号の討論を行います。

通告のありました原案に反対の討論を許します。

14番、竹内喜代嗣君。

〔14番 竹内喜代嗣君登壇〕

○14番（竹内喜代嗣君） それでは、補正予算についての問題点を指摘させていただきます。

このたびの補正予算は、全て必要な事柄で占められております。しかしながら、マイナンバーの問題について訴えさせていただきます。市民の方から、給与報告が1月に求められたのだけれども、そのときにマイナンバーが記載がないので、受領できないというような話もあった。あるいは、こちらで書いておきますというようなこともあったということで、市側と要請交渉を行いました。その結果、調査をしてみるというようなことだったのですが、そういう私ども中小業者が2月に総務省あるいは経済産業省、厚生労働省等に要請行動を行いまして、一切の不利益はないと。記載されていなくても受け取るということでありました。ところが、実際の現場……県の回答も同様でございました。現場にはそういう混乱もございました。そのことを第1に指摘いたしたいと思います。

そして2点目は、マイナンバーの弊害であります。マイナンバーは、先行して実施をしている国々ではなりすまし被害やあるいはそういう被害が横行して、国民を監視するようなものであるし、これから預貯金にもひもづけていくというようなことも言われています。究極にはクレジットカードにまでひもづけるというふうに使われています。こうした事柄が情報が漏れて大変な被害が起きるのではないかとすることを危惧するものであります。ですから、窓口の対応に猛省を促すとともに、今後のマイナンバーについての考えを表明いたしまして、反対の意見といたします。

以上です。

○議長（三田敏秋君） これで討論を終わります。

これから議第42号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。

よって、議第42号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第43号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第43号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第44号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第44号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第45号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第45号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第46号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第46号は委員長報告のとおり可決されました。

最後に、議第47号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第47号は委員長報告のとおり可決されました。

午前11時10分まで休憩といたします。

午前10時56分 休憩

午前11時10分 開議

○議長（三田敏秋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

- 日程第7 議第 9号 平成29年度村上市一般会計予算
議第10号 平成29年度村上市土地取得特別会計予算
議第11号 平成29年度村上市情報通信事業特別会計予算
議第12号 平成29年度村上市蒲萄スキー場特別会計予算
議第13号 平成29年度村上市国民健康保険特別会計予算
議第14号 平成29年度村上市後期高齢者医療特別会計予算
議第15号 平成29年度村上市介護保険特別会計予算
議第16号 平成29年度村上市下水道事業特別会計予算
議第17号 平成29年度村上市集落排水事業特別会計予算
議第18号 平成29年度村上市簡易水道事業特別会計予算
議第19号 平成29年度村上市上水道事業会計予算

○議長（三田敏秋君） 日程第7、議第9号から議第19号までの11議案を一括して議題といたします。

本案は、一般会計予算・決算審査特別委員会並びに関係所管常任委員会に付託して休会中ご審査願ったものですが、各委員長から審査報告書が議長宛てに提出されております。

最初に、一般会計予算・決算審査特別委員会委員長から審査の概要について報告をお願いいたします。

一般会計予算・決算審査特別委員会委員長。

〔一般会計予算・決算審査特別委員長 大滝国吉君登壇〕

○一般会計予算・決算審査特別委員長（大滝国吉君） ただいま上程されております第9号 平成29年度村上市一般会計予算について、審査の概要と経過について報告を申し上げます。

先ほど報告いたしました議第42号の審査に引き続き審査を行いました。総務文教分科会長からは、歳入で第10款地方交付税、第13款使用料及び手数料、第15款県支出金、第16款財産収入で、また歳出では第2款総務費、第9款消防費、第10款教育費、第12款公債費についての質疑がありましたが、賛否についての発言を求めましたが発言なく、起立採決の結果、起立多数で議第9号のうち当分科会所管分については原案のとおり可決すべきものと態度を決定したとの報告でした。

次に、市民厚生分科会長からは、歳出で第2款総務費、第3款民生費、第4款衛生費について質疑がありましたが、賛否態度の発言を求めましたが発言なく、起立採決の結果、議第9号のうち当分科会所管分については、起立多数にて原案のとおり可決すべきものと態度を決定したとの報告でした。

最後に、経済建設分科会長からは、歳入で第15款県支出金、第20款諸収入で、歳出では第6款農林水産業費、第7款商工費についての質疑がありましたが、賛否態度の発言を求めたところ発言なく、起立採決の結果、議第9号のうち当所管分については、起立全員で原案のとおり可決すべきも

のとの態度を決定したとの報告でした。

以上、当特別委員会の全体会では、市民厚生分科会長の報告について、委員から、保育士については全体的に不足しているとの認識で、そういったことの質疑はあったのかとの質疑に、そういった認識は持っているが、今回は臨時職の待遇改善についての審査であったとの答弁。

委員から、他の自治体を参考にした改善策を考えるような審査はなかったのかとの質疑に、今後の委員会活動の中で検討していきたいとの答弁。

その他質疑なく、討論を求めたところ反対討論が1件あり、起立採決の結果、議第9号は起立多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

次に、総務文教常任委員会委員長から審査の概要について報告をお願いいたします。

総務文教常任委員会委員長。

〔総務文教常任委員長 鈴木いせ子君登壇〕

○総務文教常任委員長（鈴木いせ子君） ただいま上程されております議第10号 平成29年度村上市土地取得特別会計予算及び議第11号 平成29年度村上市情報通信事業特別会計予算の2議案について、その審査の概要と経過についてご報告申し上げます。

先ほど報告した議案の審査に続いて審査いたしました。議第10号 平成29年度村上市土地取得特別会計予算について、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑なく、討論もなく、起立採決の結果、起立全員で議第10号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第11号 平成29年度村上市情報通信事業特別会計予算を議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、自主番組の編集して見られるようになるまでの期間はどれくらいかとの質疑に、朝日チャンネルの編集で朝日でもらってから2から3週間かかる。なるべく早く対応したいとの答弁でした。

以上、討論を求めたところ討論なく、起立採決の結果、起立全員で議第11号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

次に、市民厚生常任委員会委員長から審査の概要について報告をお願いいたします。

市民厚生常任委員会委員長。

〔市民厚生常任委員長 尾形修平君登壇〕

○市民厚生常任委員長（尾形修平君） ただいま上程されております議第13号から議第15号の3議案について、先ほど報告いたしました議案に引き続き審査を行いました。その審査の概要と経過についてご報告申し上げます。

初めに、議第13号 平成29年度村上市国民健康保険特別会計予算を議題とし、保健医療課長から説明を受けた後に質疑に入りました。

初めに、歳入について、委員より、給付費が前年度予算より減っているが、単年度収支では赤字であると聞いているがとの質疑に、財源不足については給付準備基金を活用する予定であるとの答弁。

委員より、準備基金の残高はとの質疑に、今年度の予算で1億8,000万円を繰り入れた。基金が2億円あるので、平成29年度については1億8,000万円を引いた2,000万円を予算に入れて計画を立てたとの答弁。

次に、歳出について、委員より、国保制度改革に係るシステム改修の経費はどこで見ているのかとの質疑に、総務費の一般管理経費の電算業務委託料に含まれているとの答弁。

委員より、徴税費について、昨年度から滞納している人がどのくらいいるのかとの質疑に、昨年度は1,081世帯であるとの答弁。

その他さしたる質疑なく、反対討論が1件あり、起立採決の結果、議第13号は起立多数にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第14号 平成29年度村上市後期高齢者医療特別会計予算を議題とし、保健医療課長から議案の説明を受けた後に質疑に入りました。

歳入についての質疑はありませんでした。

次に、歳出について、委員より、湯づくり・湯ったり事業委託料について、国民健康保険特別会計予算にも同じ事業が上がっていて、そちらは500万円と昨年度と変わっていないが、後期高齢者医療特別会計のほうは昨年度は181万1,000円だったのに今年度は200万1,000円となっているが、実績でふやしているのかとの質疑に、実績を踏まえての増額であるとの答弁。

委員より、湯ったり塾業務委託料を増額した理由はとの質疑に、送迎バス委託料がふえているためであるとの答弁。

その他さしたる質疑なく、反対討論が1件あり、起立採決の結果、議第14号は起立多数にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第15号 平成29年度村上市介護保険特別会計予算を議題とし、介護高齢課長から議案の説明を受けた後に質疑に入りました。

歳入についての質疑はありませんでした。

次に、歳出について、委員より、認知症の方に徘徊対策のGPS機器を貸与することだが、申請に当たっては医師の診断書等は必要なのかとの質疑に、本人及び家族の申し出により貸与。医師の証明までは考えていない。また、利用に際しては、1カ月当たり2,000円程度の利用負担をしていただきたいと考えているが、非課税世帯は無料としたいとの答弁。

委員より、地域介護予防活動支援事業経費について、現在まで行っている地域と今後取り組む地域についてはとの質疑に、朝日地区1つと現在神林地区に声がけをしている。今後それ以外を検討しているが、まだ決まっていないとの答弁。

委員より、介護認定について現在どのような状況になっているのかとの質疑に、平成28年度3月末で要支援1が245人、要支援2が314人、要介護1が793人、要介護2が710人、要介護3が606人、要介護4が582人、要介護5が587人、合計で3,837人であるとの答弁。

委員より、最新の介護認定状況はとの質疑に、平成28年12月末で要支援1が267人、要支援2が350人、要介護1が829人、要介護2が706人、要介護3が617人、要介護4が603人、要介護5が590人、合計で3,962人であるとの答弁。

委員より、市内の特養で介護士不足などの理由によりベッドがあいているという状況はないのかとの質疑に、現在そのようなことはないとの答弁。

その他さしたる質疑なく、討論を求めましたが討論なく、起立採決の結果、議第15号は起立多数にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

最後に、経済建設常任委員会委員長から審査の概要について報告をお願いいたします。

経済建設常任委員会委員長。

〔経済建設常任委員長 川崎健二君登壇〕

○経済建設常任委員長（川崎健二君） ただいま上程されております議第12号及び議第16号から議第19号までの5議案について、先ほどご報告いたしました議案に引き続き審査をいたしました。その審査の概要と経過についてご報告申し上げます。

初めに、議第12号 平成29年度村上市蒲萄スキー場特別会計予算を議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、収支が厳しく一般財源の持ち出しが多い中、圧雪車購入という多額の支出もある。スキー場の経営をずっとしていく方針かとの質疑に、社会状況の変化とともに今後経営の視点からどれだけの財政負担に耐えられるか真剣に検討が必要。内部で十分に検討したいが、利益を生むには

厳しいと認識しているとの答弁でした。

委員より、予算上自前でできるのは1,348万円で、このほか繰入金と市債での運営であり、これでよとするならば、子供の教育のため小中学校の授業でやっていくしかないと思う。この収支での経営のやり方を考えてほしいがとの質疑に、そういった視点からも検討が必要で、それならば社会教育的施設が強くなる。十分に検討したいとの答弁でした。

委員より、ロッジが上と下で経営者が別であり、スキー場の運営上一体的な取り組みができないが、蒲萄スキー場のあり方を考えてほしいがとの質疑に、指摘どおりであり、今シーズンに入る前に蒲萄集落と協議したときもその話があり、このまま続けていくのは難しいので、指定管理を考えてもらうよう申し上げた。その条件として、上と下のロッジの経営者が違うことはあり得ないということも申し上げた。参考にしていきたいとの答弁でした。

そのほかさしたる質疑なく、討論もなく、起立採決の結果、起立全員で議第12号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第16号 平成29年度村上市下水道事業特別会計予算を議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、行政側の公共下水道整備については平成30年度に整備完了し、その後は水洗化率向上を目指すわけだが、使用料及び手数料が財源のメインとなる。収支のやりくりの見込みはとの質疑に、施設の維持管理は使用料で賄い、建設費等については平成32年度から企業会計に移行しても、一般会計からの繰り入れや交付税に頼らざるを得ない。通常の維持管理の経費削減の取り組みもしながら、料金改定に結びつけたいとの答弁でした。

委員より、汚泥の処分先を市ごみ処理場と民間の処分場に分けているが、市ごみ処理場のほうが処理単価が安いから、処理能力さえあれば市ごみ処理場に全量処分したほうがよいのではないかととの質疑に、市ごみ処理場の受け入れ量もあるので、運搬費と処分費を比較してなるべく市ごみ処理場で処分するように、これ以上の受け入れできない分を民間の処分場で処分しているとの答弁でした。

そのほかさしたる質疑なく、討論もなく、起立採決の結果、起立全員で議第16号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第17号 平成29年度村上市集落排水事業特別会計予算を議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

さしたる質疑なく、討論もなく、起立採決の結果、起立全員で議第17号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第18号 平成29年度村上市簡易水道事業特別会計予算を議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、地方債残高が28億円ぐらいあるが、地方自治の考え方から政府系金融機関でなく、地

元金融機関から借り入れることは考えられないのかとの質疑に、交付税の関係もあるので、勉強させていただきたいとの答弁でした。

その他さしたる質疑なく、討論もなく、起立採決の結果、起立全員で議第18号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、議第19号 平成29年度村上市上水道事業会計予算を議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑なく、討論もなく、起立採決の結果、起立全員で議第19号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから順次討論の後、ボタン式投票により採決をいたします。

最初に、議第9号について、通告のありました原案に反対の討論を許します。

14番、竹内喜代嗣君。

〔14番 竹内喜代嗣君登壇〕

○14番（竹内喜代嗣君） それでは、一般会計予算に対して反対討論を行わせていただきます。

市町村合併を考える会の会長さんからご意見が参りましたので、そのご意見を紹介することで反対の理由のまず第1にさせていただきたいと思います。今回の予算には、学校統合を大きく進める予算が提案されています。それで、小中学校の統廃合は時期尚早であり、性急に進めないということで請願も出された経緯もございます。そこで、市の教育委員会の統合する主な理由が生徒の減少で、2019年から始まる複式学級を解消することに焦点を合わせ、この時期を統廃合の時期としたこととあります。それは、時期尚早であります。神納小学校、西神納小学校、東小学校の場合、現在統合に向けてということで進められていますが、複式学級が始まる時期に統合を図ることは、複式学級はあたかも非教育的であるかのように判断し、統合は避けられないこととして住民の不安をあおっていること。そもそも統廃合は避けられないことなのでしょうか。

義務標準法で2011年改正施行され、学級編成は従来都道府県が定めた基準に従って行うとしていましたが、都道府県が定めた基準も標準とされ、市町村の教育委員会がそれぞれの児童生徒の実態を考慮して行うことと改正されました。こういった学級編成にするかは、学校設置主体である市町村の判断であり、そのみずからの責任を放棄しているのではないのでしょうか。複式学級の教育的効果を過小評価するのは正しいのでしょうか。児童の推移は、全校児童は神小70人、東小80人、西小60人前後で推移し、極端な児童の減少ではなく、全ての学年が複式学級とはならないこと。複式学級として編成は、子供の数が以下の数値を下回る場合、小学校では2つの学年の子供の数を合わせ

て16人、1年生を含む場合は8人、中学校では2つの学年の子供の数を合わせて8人、前大滝市長は、学校統廃合については住民から要求があった場合に取り上げたいと言い、当時の工藤教育長は、経験上複式学級の教育効果は十分発揮できること。さらに、統合による教職員の減少はその経済的マイナスが大きい。村上市年間3億円の給料のような、村上市で年間3億円の給料が失われる。大規模な企業誘致ができない現状では、働く場所の減少にもなる。少人数学級で教育効果を上げている県内の学校を十分視察を願いたいというふうにおっしゃっていました。

そもそも神林教育委員会から引き継いだと言いますが、答申書は一部の議員しか知っておらず、ましてや議会にかけず、住民にも説明がありませんでした。尊重するとはいかないものか。さらに、現市長は中学校の統合について、生徒数が多くなれば教科担当の教員がふえ、チームワークで学力向上につながると言いますが、2学級以上の学校が学力テスト等で他の少人数学級の学校を上回っているのか聞きたい、このようにおっしゃっています。私も、旧神林村の議員でございましたので、現在の神納東小学校が一番新しく建設されたのですが、これは全員一致で決まって建設されました。当時の平山県知事が東中学校を揮毫いたしております。そのときに、なぜ学校が建設されたかという、私今覚えているのは、時代が見えないときには教育にお金をかけるべきだという主張をして賛成しました。統合するときにも、その学校統合を検討する委員会はございましたが、議会として決議した事実はございません。

このことを指摘いたしまして、私の反対討論といたします。

以上であります。

○議長（三田敏秋君） これで討論を終わります。

これから議第9号を採決いたします。

本案に対する各常任委員長の報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。

よって、議第9号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第10号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第10号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第11号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第11号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第12号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第12号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第13号の討論を行います。

通告のありました原案に反対の討論を許します。

14番、竹内喜代嗣君。

〔14番 竹内喜代嗣君登壇〕

○14番（竹内喜代嗣君） それでは、簡潔に反対の討論を行いたいと思います。

私は、ただやみくもに反対というところではなくて、市長の判断について賛成する部分もきちんと表明したいと思います。私も日本共産党と市議会議員は、市長に対して来年度の予算要望いたしました。そうしたところ、国保税の引き下げは考えていないという、単年度で赤字なのだから、引き下げは考えていないという回答がございました。今回の予算を見れば、基金を取り崩しての低所得者を中心にした引き下げということになっておりました。ですから、本来私賛成しようかなと思ったのですが、しかしながらそれではうまくないと。やっぱり資格証が発行されて、資格証でもって全額一時立てかえなければならない場合は、お金がないから病院に行けない、こういった事態も生ずるではないかということで、それでは人間らしく生きていくために医療を受ける権利が私たちはあると考えるのですが、そういった人たちが医療を受けられないがために、もしかして病気が重くなったり、最悪の事態を迎えるようなことがあれば、これはうまくないだろうというふうに考えます。

それから、もう一点だけ指摘をさせていただきます。税務課から資料をいただきました。ひとり親家庭の世帯数で年収が66万円、所得額が66万円の方が32人いらっしゃる。あるいは、62万の方が88世帯ある。それから、66万円の方が32世帯ある。それから、42万円の方が17世帯。この41万円の世帯の方は、同居するほかの家族の方はわかりませんが、とにかく世帯として国保税という方がありますが、この世帯が17世帯もあると。つまり、一般質問でもお聞きしましたけれども、貧困家庭、特に子供の貧困どうなのだとお聞きしたわけですが、こういった実態もあるということで考えていくべきであろうということをお聞きをいたしまして、反対討論といたします。

以上であります。

○議長（三田敏秋君） これで討論を終わります。

これから議第13号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。

よって、議第13号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第14号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。

よって、議第14号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第15号の討論を行います。

通告のありました原案に反対の討論を許します。

14番、竹内喜代嗣君。

〔14番 竹内喜代嗣君登壇〕

○14番（竹内喜代嗣君） それでは、簡潔に申し上げます。

私ども日本共産党の県委員会が政府要望として2月10日に要請交渉を行いました。その中でも指摘した事項でございますが、私どもこの村上市の状況も全く同じだと思います。圧倒的にマンパワーの少ない本県において、在宅を支える地域包括ケアシステムが整わない中での病床削減は、県民から医療、介護を奪うことにつながります。画一的な病床削減を求めないでいただきたい。

そして次に、地域包括ケアシステム構築のために、国の責任で医師、看護師、介護職員をふやす施策を実施するとともに、在宅医療、介護体制整備への支援を行っていただきたいということを要望してまいりました。市の介護高齢課の皆さん、保健医療課の皆さんもそうですが、一生懸命仕事をなさっている。そして、市内の施設の方、介護の仕事なさっている方本当に頑張っていると思います。しかしながら、国の体制が整わないままに、あるいは病床削減したり、地域包括ケアシステムに一方的に移行させるということでは、地域の体制が崩壊をしてしまいます。ですから、市の仕事についてとやかく言うつもりはございません。市長にお願いしたいのは、これでは市の医療や介護が成り立っていかないということで、ぜひとも国に苦言を呈していただきたいと思います。私は、このことを指摘をいたしまして、反対討論といたします。

以上であります。

○議長（三田敏秋君） これで討論を終わります。

これから議第15号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。

よって、議第15号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第16号の討論を行います。

通告のありました原案に反対の討論を許します。

14番、竹内喜代嗣君。

〔14番 竹内喜代嗣君登壇〕

○14番（竹内喜代嗣君） 手短に行います。

下水道料金の格差のことで指摘をさせていただきます。13ミリ、20立方メートルで計算したところ、1カ月の料金格差が村上市と比べた場合荒川で1カ月940円、神林で720円、山北で580円、朝日で350円となっております。下水道料金の統合を現在まだという市については、妙高市と新発田市ということだそうであります。私は荒川地区の、私荒川で議会報告会行わせていただいたときに、荒川が一番安いなんて間違っって説明してしまいまして、今この場でおわび申し上げるわけですが、このように格差があるということは、年間で言えば1万円以上も開いてしまうようなことでは、これでは平等とは言えないだろうということで、一刻も早く料金格差を是正していただきたいことをお願いいたしまして、反対討論といたします。

以上であります。

発言の撤回

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 姫路議員。

○13番（姫路 敏君） 今竹内議員から反対討論あったのですけれども、ちょっと確認していただきたいのですが、下水道料金が荒川が一番高いというたしか発言今なされましたけれども、それちょっと私腑に落ちないのですが、その辺資料も何もなくてわからないのですが、もし討論の内容が間違っっていれば大変ですので、お願いしたいのですが。

○議長（三田敏秋君） 下水道課長。

○下水道課長（早川明男君） 今ほど姫路議員がおっしゃられましたように、荒川が一番高くないということで、今高いのは神林地区がやはり一番高くなっているという状況です。

以上です。

○議長（三田敏秋君） 姫路議員。

○13番（姫路 敏君） これについて見れば、討論の内容を撤回していただくほかないと思います。
間違った数字で我々を惑わすような討論なさっては困りますので、お願いいたします。

○議長（三田敏秋君） 14番、竹内喜代嗣議員。

○14番（竹内喜代嗣君） この場でいいですか。

○議長（三田敏秋君） はい。

○14番（竹内喜代嗣君） 今姫路議員から数値が間違っているということでございましたので、これは撤回をいたします。

ただ、格差があるという言葉は撤回いたしません。

以上です。

○議長（三田敏秋君） これから議第16号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。

よって、議第16号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第17号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。

よって、議第17号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第18号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。

よって、議第18号は委員長報告のとおり可決されました。

最後に、議第19号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。

よって、議第19号は委員長報告のとおり可決されました。

昼食休憩のため午後1時まで休憩いたします。

午前11時54分 休憩

午後0時59分 開議

○議長（三田敏秋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ここで暫時休憩して議会運営委員会を開催しますので、議会運営委員は議長室に参集ください。

午後1時00分 休憩

午後1時45分 開議

○議長（三田敏秋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

発言の撤回

○議長（三田敏秋君） 先ほどの議会運営委員会でご協議いただいた内容について、議会運営委員長から報告を願います。

議会運営委員長。

〔議会運営委員長 川村敏晴君登壇〕

○議会運営委員長（川村敏晴君） ただいま開催されました議会運営委員会の審査の結果をご報告申し上げます。

議第9号 平成29年度村上市一般会計予算に対します竹内喜代嗣議員の反対討論について、不適切な表現があったということで、その内容について審議をいたしました。委員から、竹内議員の反対討論の内容については、懲罰動議に値する問題であるというふうな意見も出されました。この委員会の中で、議長から竹内議員に対しまして厳重注意がなされたこともありまして、他の委員からは竹内議員の既に皆様のお手元に配付されてございますが、速記データによって書かれたものでございますが、この配付された反対討論の部分を全面的に削除するということで全委員の了解を得ましたので、ここにご報告を申し上げます。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長に対する質疑ございましたら。

13番、姫路敏君。

○13番（姫路 敏君） 議運の委員長さん、ご苦労さまでございます。

議運の委員長が言っている意味が私にはちょっと理解ができないところがあるのです。というか、内容的にはここの配られた文章を全部撤回するのだよということですよ。最初に私が言われたのは、下水道の料金の話でちょっと反対討論の件指摘いたしました。それは撤回するというので、

それはそれで終わっているのかなと思いましたが、午後の議会が開廷されてから、議会運営委員会を行うということで、招集されたその理由もよくわからないのです、実を言うと、何で招集されたのかというのが、どういう内容の話がそこで行われたか、何か懲罰動議なんていう話も出てきたのですが、その辺何のための議会運営委員会で話して、この件について話して、そしてこうなってこうなったというの、もう少しわかりやすくちょっと教えていただけますか。

○議長（三田敏秋君） 議会運営委員長。

○議会運営委員長（川村敏晴君） 大変失礼いたしました。

第9号の竹内議員の反対討論の発言の中で、皆さんに配付の文章、このくだりに対しまして、理事者及び議員の皆様から不適切であるというご指摘が出たことに対しまして、議会運営委員会を開く議長のほうから申し出があり、その内容についての討議をして、その中で委員から非常にゆゆしき発言ではないかというふうなことで、懲罰的な重要な問題であるというふうなご意見もあったと。しかしながら、協議の結果、この配付の文章の部分を削除をしてもらうことで了解を得たという報告をしたつもりでございました。大変申しわけありません。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○13番（姫路 敏君） ありがとうございます。

そうすれば、この言ったことに対してのいろいろなクレームというのですか、そういったものが出て、それに対して議会運営委員会を開催したところ、この言ったこと全てを削除してくれということの申し入れが出て、それを了承したと、こういうことでよろしいですね。

○議会運営委員長（川村敏晴君） さようでございます。

○議長（三田敏秋君） 19番、長谷川孝君。

○19番（長谷川 孝君） 言ったことに対して間違っていたとか、議会運営委員会で指摘されて全面撤回ということは、この内容については虚偽の内容だというふうに理解していいのですか。

○議長（三田敏秋君） 議会運営委員長。

○議会運営委員長（川村敏晴君） 委員会の中では、そこまで明確にすることはできませんでした。

ただし、この疑いのある部分を削除することで皆さんが了承したということでございます。

○議長（三田敏秋君） 長谷川孝君。

○19番（長谷川 孝君） 疑いのある部分が本当なのだからどうだったのかという部分を私はきちんと議会運営委員会で調べた結果、こういうふうな形で本人が撤回するのだったら撤回するでもいいのだけれども、議会運営委員会として例えばどうするのだという対応までやっぱりきちんとしてもらわなければ、言ったことをただ撤回すればいいのでは、議会議員としての責任どうなっているのかということに問題があると思います。反対討論の中身全面的に撤回するというのは、私は今まで20年近く議員やっていて初めてです。やっぱり議会運営委員会でも、こういうようなときがあったときにはどうするのだというような対応策もきちんと考えた上でこういうような報告をすべきで

はないかと私は思います。いかがでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 議会運営委員長。

○議会運営委員長（川村敏晴君） 長谷川議員のご指摘はしっかりと受けとめさせていただきたいと
思います。

○議長（三田敏秋君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

ここで14番、竹内喜代嗣君から発言を求められておりますので、これを許します。

14番、竹内喜代嗣君。

○14番（竹内喜代嗣君） 今ほど議会運営委員長からお話がありましたように、先ほどの議第9号の
反対討論の私の発言の中で、誤解を招きかねない不穏当な言辞があったと思いますので、後段の2
つ目からの部分の取り消しをお願いしますとともに、不適切な発言のあったことをおわびいたし
ます。

○議長（三田敏秋君） ご了承ください。

〔「言っていること違うんじゃない」「議運の委員長、全部切った
んでないの」「後段じゃなくて全面撤回でしょう」「全面撤回
と言ったよ、議運の委員長。どうなっているの」「配付の資料」
「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 25番。

○25番（板垣一徳君） 竹内さんの言うていることをもう一回竹内さんとよく認識深めて、全面撤回
ということで竹内さんも了承したのでしょうか。下から何行目なんていう問題でないのです。

〔「全部じゃない」「済みません、じゃ本人言います」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 14番、竹内喜代嗣君。

○14番（竹内喜代嗣君） ちょっと釈明させていただきます。

議会運営委員会においては、このように配付されている文章についてお諮りをして、この部分に
ついて全面撤回をさせていただきたいということで願い出たものでございます。

以上です。

○議長（三田敏秋君） ご了承ください。

日程第8 議員発議第1号 公的年金の毎月支給を求める意見書の提出について

○議長（三田敏秋君） 日程第8、議員発議第1号 公的年金の毎月支給を求める意見書の提出につ
いてを議題といたします。

提出者に提案理由の説明をお願いいたします。

6番、渡辺昌君。

〔6番 渡辺 昌君登壇〕

○6番（渡辺 昌君） ただいま上程されております議員発議第1号 公的年金の毎月支給を求める意見書につきまして、会議規則第14条の規定により提出するものであります。

意見書の内容につきましては、皆様に配付の資料のとおりでございますが、若干補足説明をさせていただきます。平成28年第4回定例会の市民厚生常任委員会の協議会におきまして、陳情第14号 公的年金の支給額の減額をやめることと毎月支給を求める意見書採択に関する陳情書を審査した結果、継続審査となったことから、その後本年1月30日の市民厚生常任委員会の協議会において再度審査した結果、意見の一致が見られず、陳情第14号は願意了承となりませんでした。

しかしながら、尾形委員長より、年金を現行の2カ月分支給を毎月支給に改めることを求める点については、さきの協議会の審査の様子から委員の意見の一致が可能であると判断されることから、委員会として意見書を取りまとめてはどうかとの提案があり、協議した結果、委員全員の賛同が得られたことに基づく意見書の提出であります。

提出先は、内閣総理大臣、厚生労働大臣であります。

賛成者は、板垣一徳議員、板垣千代子議員、小林重平議員、山田勉議員、竹内喜代嗣議員、長谷川孝議員、小杉和也議員、尾形修平議員、そして提出者は私、渡辺昌でございます。

ご審議の上、ご賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

10番、本間清人君。

○10番（本間清人君） ご苦労さまです。

今提出者が言われました昨年の第4回定例会で、委員会で協議会の中でこの陳情書扱ったのだけれども、採択に至らなかったと。その中では、どういったところが採択に至らなかったのでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 渡辺昌君。

○6番（渡辺 昌君） 陳情第14号の陳情の中に2項目ありまして、先ほど説明しましたように、公的年金の支給額の減額をやめること。それともう一つ、毎月支給を求める意見書という2つの項目ありまして、減額をやめることにつきましては、国も年金制度を維持するためにやむを得ず年金の減額ということになっていると思いますし、財源的なことを考えましても、なかなかこの当市議会でこれについて賛成するのは難しいのではないかという意見と陳情書に賛同する意見、2通りありまして、意見の一致が見られなかったということであります。

○議長（三田敏秋君） 本間清人君。

○10番（本間清人君） 提出者も私も、まだ年金支給の年ではないものですから、どういう支給方法がいいのかというのは、正直言って私もよくわからなくて、どういうふうなのだろうなということ

をよく考えてみたのです。

現行の例えば年金支給というのが65とはいえ、60からもらえる権利があって、ただし満額ではなくなるというのは当然議員もご存じだと思うのですが、この場合も、例えば2カ月今まで偶数月の15日にもらうわけですが、それを各月になったところで月の金額は変わらないわけではないですか。では、65まで待てば満額になるけれども、60からもらった場合は支給額下がるよというような形ではなくて、2カ月に1遍のやつを毎月にしたところで月の分は変わらない。では、それでは逆の発想で6カ月に俺は1遍でもいいのだとか、年に1遍でもいいのだという形にすると、例えば私がお客さんに対して支払いとかした場合に、銀行振り込めば手数料その場合引きますよね。10万円払ったのだったら、それ銀行の手数料引いて9万何千何ぼになるわけです。その分とか考えたら、何かそのほうが得なのではないかなという部分でも考えてもいいのかななんていうところがあって、これはこの人たち方の陳情を採択するわけですから、その人たちのいろんな考えの中でそれはそれでいいのでしょうかけれども、その辺我々もらっていない、まだその年金の該当になっていない者としての提出者としてはどんなお考えなのでしょう。

○議長（三田敏秋君） 渡辺昌君。

○6番（渡辺 昌君） 私も年金もらっていないので、よくわかりませんが、委員の中に年金もらっている方がおられて、その方の発言ですと、やはりその方もそうでしたし、陳情者の方もその説明の中で、毎月出ていくものは出ていくから、できれば2カ月より毎月のほうが生活しやすいと。そういうもので、その毎月の支給を求めると、そういうふうな意見ありました。

委員の中でも、その点につきましては毎月支給に関しては協議した結果、話し合った結果、毎月支給賛同してもいいのではないかという結論に至りまして、意見書の提出になりました。

○議長（三田敏秋君） 本間清人君。

○10番（本間清人君） 例えばさっき言ったように、60歳からいただいた場合に若干下がるのだけれども、支給しますよという年金方法と、私はまだ少し退職金とか余裕もあるから、年金のほうは65の満額になるのを待っていいですよというやり方ありますよね。それと同じ、例えばこの各月でもらいたいだけでも、その場合例えば2カ月に今まで10万円出ていたから月5万円ですけれども、4万5,000円になってもいいので、毎月支給にしてくださいというのだったら、これ話ちょっと違いますよね。でも、一応毎月の出る金額は同じで、2カ月今まで支給していたのをただ各月にしてくれという、何変わるのだろうかというのがちょっと俺よくわからない。何変わるのだろうと。

○議長（三田敏秋君） 渡辺昌君。

○6番（渡辺 昌君） 何が変わる。ただ、何回も言いますように、毎月出ていくものは毎月出ていく。今の年金は2カ月に1回という、そのサイクルを考えれば毎月年金が入ったほうが生活しやすいというふうに私たちはとりましたけれども。

○10番（本間清人君） 終わります。

○議長（三田敏秋君） 21番、佐藤重陽君。

○21番（佐藤重陽君） 私も、ちょっと考え方で聞きしたいことなのですが、通常こういうものが陳情で来た。陳情者の意思が、意思とは多少違うけれども、これはやはり何とかしなければいけない問題なのだという強い村上の市議会または委員の中にそういう意思があるのであれば、私は新たな形の意見書をつくって出すことはあってもしかるべきだと思うのです。

私今気になったのは、そうではなくて今の提案者の発言といいますか、質疑を聞いていますと、委員会の中にそれだけ強い意思があったのかなと。要するに陳情者の、また意見書を提出してください。また、国にどうこうしてくださいというものを考えることはあるわけだ。要するに委員会として中身を、ある意味では請願が出てきた場合には、陳情者に対して確認をした上で、あなたの意思はこういう要望が来ているけれども、こういう形にしてであれば村上の市議会として出したいと。または、出すよと。どうだということではあるかと思うのです。

今の話を聞いていると、その中の一部が取り上げてもいいのでないかという感覚の中のその重さなのです。議会としての物の考え方の重さがそう高いところに行っていないのに、出せるものは多少変えて議員発議として出せばいいではないかというような捉え方が私には印象として映ったものだからちょっと気になったのですけれども、その辺の委員会の中の委員の意思というのはどういうところにあったのか、ちょっと教えいただきたいのですが。

○議長（三田敏秋君） 渡辺昌君。

○6番（渡辺 昌君） 言い方が余り熱意がなかったというのはあるのかもしれませんが、委員会としては、やはりその陳情者の陳情の気持ちを採択したいというか、そういう気持ちでありまして、ただ今回要望事項が2項目ありまして、年金の減額やめることについては、市議会として出すのはいかなるものかという反対意見等ありましたし、その2項目を話し合った中でこの毎月支給に関しては、委員会としては実際年金もらっている委員の方からも賛成であるというような意見ありましたし、委員全体で意見書の提出について賛同したものであります。

○21番（佐藤重陽君） わかりました。いいです。

○議長（三田敏秋君） 17番、木村貞雄君。

○17番（木村貞雄君） ご苦労さまです。

私も確認したいのは、私たち市会議員ですので、村上市民のためにこの2カ月であったものを1カ月にしたほうが今年金もらっている村上市民のためにいいことなのであれば賛成するので、悪いことであれば反対しますので、その委員会の中の話の中にその辺まで話詰めたのですか。

〔「議長、ちょっと副委員長と打ち合わせさせていただきます」と
呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 渡辺昌君。

○6番（渡辺 昌君） 年金だけで生活されている方の生活考えますと、例えば毎月の年金は決まっ

た金額でありますし、例えば冠婚葬祭とか急な出費もあるわけですので、2カ月よりは毎月支給のほうが生活を計画立てる上でいいのではないかとありますし、結局はそれが村上市民の年金で生活されている方にとってはプラスになるのではないかと考えです。

○議長（三田敏秋君） 木村貞雄君。

○17番（木村貞雄君） そうすると、想像して判断したのですか。

○議長（三田敏秋君） 渡辺昌君。

○6番（渡辺 昌君） 委員の皆さんの意見を取りまとめてこういうふうな意見の提出書になりました。

○議長（三田敏秋君） 木村貞雄君。

○17番（木村貞雄君） 何で私聞くかということ、私も身寄りというか、誰も世話する人がいなくて、年寄り面倒したり、通帳の管理したりしているのですけれども、目いっぱい生活していると足りないときがあって、やっぱり2カ月にどんともらったほうがいい面もあるし、なかなかこのあれだかなと、そういう関係で私聞いたのです。答弁要りません。

終わります。

○議長（三田敏秋君） 19番、長谷川孝君。

○19番（長谷川 孝君） 私も委員なもので、本当は話ししたくないのだけれども、委員の中からの意見として、国民健康保険とかちゃんと3月だったら3月に次年度の分が来ると。それで、10カ月なら10カ月というところで払っていかねばだめになるわけです。だから、そのときに市民の中からできれば12カ月にしてもらいたいという人もいて、それで税務課と相談してそういうような対応してもらいましたという人もいるから、だから月幾らでももらったほうがやりやすいという意見もありましたよと私が話したのだ。それで、かえって月にみんな均等してもらえばいいのではないかという話も抜けているから、報告の中で抜けているからわかりにくいのではないかなというふうに補足させてもらいました。

済みません。

○議長（三田敏秋君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議員発議第1号をボタン式投票により採決いたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議員発議第1号は原案のとおり可決されました。

動議の提出

〔「議長、動議」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 18番、小田信人君、内容についてお願いします。

○18番（小田信人君） 農業者の所得支援を求める意見書を提出することを求めます。

○議長（三田敏秋君） 賛成者は。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） それでは、動議が成立しましたので、暫時休憩いたします。

午後 2時11分 休憩

午後 2時17分 開議

○議長（三田敏秋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

休憩中に議会運営委員会を開催し、本動議の取り扱いについてご協議をいただきましたので、議会運営委員長からその協議の結果について報告を願います。

議会運営委員長。

〔議会運営委員長 川村敏晴君登壇〕

○議会運営委員長（川村敏晴君） 本動議の取り扱いについて、先ほど開催されました議会運営委員会での協議の結果をご報告申し上げます。

本動議は、去る3月9日に開催されました経済建設常任委員会の協議における陳情第1号の審査結果をもとに新たに意見書の提出を求めるものでございます。また、意見書の提出の要件である所定の賛成者もそろっております。これらのことから、本動議を新たに議題、議員発議第3号として直ちに日程に追加し、提出者からの本動議の説明、質疑、討論の後、採決を行うことといたしました。

以上でございます。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

お諮りします。この際本動議を日程に追加し、議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ご異議なしと認めます。

よって、この際本動議を日程に追加し、議題といたします。

議案を配付させますので、お待ちください。

〔議案書配付〕

追加日程第1 議員発議第3号 農業者の所得支援を求める意見書の提出について

○議長（三田敏秋君） 追加日程第1、議員発議第3号 農業者の所得支援を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明をお願いいたします。

18番、小田信人君。

〔18番 小田信人君登壇〕

○18番（小田信人君） ただいま上程されました議員発議第3号 農業者の所得支援を求める意見書の提出につきましては、議会規則第14条の規定により提出するものであります。

本案は、去る3月9日に開催されました経済建設常任委員会の協議会で陳情第1号 農業者戸別所得補償制度の復活を求める陳情についての審査を行いました。平成30年度で戸別所得制度は廃止することが決定されていることもあり、その方針のもと農業政策は進められ、農業経営者も準備を進めている状況である等の審査があり、陳情の趣旨である戸別所得補償制度の復活については意見の一致を見ませんでした。しかしながら、中山間地を多く抱え、農業を重要施策と捉える村上市にとっては、現時点で戸別所得補償制度にかわる農家を助けるような制度を国において樹立すべきであり、関係機関に意見書を提出するということで意見が一致し、意見書を提出するものであります。

提出先は、内閣総理大臣、農林水産大臣、衆議院議長、参議院議長であります。

賛成者は、川村敏晴議員、本間善和議員、平山耕議員、本間清人議員、姫路敏議員、大滝久志議員、川崎健二議員、そして提出者は私、小田信人でございます。

ご審議の上、ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

21番、佐藤重陽君。

○21番（佐藤重陽君） 提出者に、私この意見書自体の問題というよりも、先ほどからこだわりみたいで申しわけないのですが、この意見書を動議という形で提出する経緯についてちょっとお尋ねしたいのですが、この提出者を見ますと、経済建設の委員の全員で出しているわけです。そして、先ほどの議運の委員長の説明ですと、3月9日の委員会の中の審議、その市民から出てきた陳情の要望を踏まえてこういう形になったと、こういうことなのですから、であればなおさらのこと私は初日の委員会の中で出てきた案件ですし、何でその2日間の委員会の中で動議でなくて議案としてきょう発議することが間に合わなかったのかなと、なぜなのかなと、そこちょっと確認をさせて

いただきたいのですが。

○議長（三田敏秋君） 小田信人君。

○18番（小田信人君） 私ども経済建設常任委員会の意思と受けとめていただきたいと思います。

○議長（三田敏秋君） 佐藤重陽君。

○21番（佐藤重陽君） いや、それは理解できるのです。そして、私もこの意見書については反対ではないというのは、賛成しようと思っているのです。

ただ、お尋ねしたいのは、委員の皆さんで陳情踏まえて、そしてみんなでこれは何とかして、表現は変えても何とか農業者のことを考えて意見書にしようではないかという委員の皆さんのその気持ちは酌み取れるのですけれども、であれば議案として、きょういわゆる動議として発議しているわけです。議員発議として通常に議案化できたのでないかなと。要するに、日程表の中に載るような議案にできたのでないかなと思うのですけれども、それができなかったのはなぜなのかなというところを聞きたかったのです。

○議長（三田敏秋君） 小田信人君。

○18番（小田信人君） なぜかと言われましても、これは経済建設常任委員会で決めたことでございます。

○21番（佐藤重陽君） わかりました。

〔「ただ間に合わなかった」「そうそう」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 13番、姫路敏君。

○13番（姫路 敏君） 私常任委員会なものですから、あれですけれども、これは戸別所得補償を復活させてくれという陳情意見書には、いわゆる意見の一致が見られなかったということがまず大前提であったものですから、それで陳情者にはそういうことでその意見書はちょっと通りませんよということの内容となると、それに基づいて意見書ということであれば、今みたいな形ではなくて議案の日程に載ったのだらうけれども、常任委員会としてのそれを酌んだ上で強い意思で意見書を出そうぜということになったものですから、その他の意見書にかかわってくると。その他の意見書というのは、ちょうど一般質問終わったその日のうちに出さないと、議会の日程上これ取り扱いできないというルールが存在しているものですから、それで仕方なく、本来日程に上げればよかったのを動議という形の中で上げざるを得なかったというふうに私は理解していて、そういうことでもいいのかなと思います。

委員長ご苦労さまですけれども、それでよろしいです。

○議長（三田敏秋君） 答弁要らないか、それでよろしいというのは。

○13番（姫路 敏君） 要らない。

○議長（三田敏秋君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから議員発議第3号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議員発議第3号をボタン式投票により採決をいたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議員発議第3号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議員発議第2号 村上市地酒等による乾杯を推進し村上の食文化を振興する条例制定について

○議長（三田敏秋君） 日程第9、議員発議第2号 村上市地酒等による乾杯を推進し村上の食文化を振興する条例制定についてを議題といたします。

提出者に提案理由の説明をお願いいたします。

7番、尾形修平君。

〔7番 尾形修平君登壇〕

○7番（尾形修平君） ただいま上程されました議員発議第2号 村上市地酒等による乾杯を推進し村上の食文化を振興する条例制定については、会議規則第14条の規定により提出するものであります。

本条例の検討は、もともとが三方よしの精神をもって、単に日本酒の消費拡大にとどまらないことを確認したところから始まったものであり、議会として一致した検討を行うため、全会派から推薦を受けた委員から成るプロジェクトチームを組織し、条例案をまとめ、本議会としては初の政策条例として議員発議により提案するものであります。

その目的にありますように、村上の持つさまざまな地域資源を生かして村上の食文化を振興し、地域経済の発展に寄与し、本市をさらに活性化したい。そのために、この乾杯条例がきっかけとなりさまざまな方々から参加がいただけるよう、乾杯をする飲み物も地酒等として日本酒、ワイン、どぶろく等、アルコール飲料だけではなくお茶、山ぶどうジュース等のノンアルコール飲料も含めたものであります。そして、この条例が実効性を持って施行され、さまざまに事業展開がなされていくよう市、我々議員、そして事業者の役割を規定し、市民の皆様の協力についても規定しております。もちろん何を飲むか、飲まないか、個人の嗜好等への配慮も定めておりますし、食を振興する限りは必ず問題となる食品廃棄物等の削減についても、本条例に盛りこみをさせていただいております。

以上、本条例が必ずや村上の食文化を振興し、本市経済の発展の一助となることを期待して提出いたします。

賛成者は本間清人議員、木村貞雄議員、竹内喜代嗣議員、小林重平議員、渡辺昌議員、板垣一徳議員、川村敏晴議員、そして提出者は私、尾形修平でございます。

ご審議の上、ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議員発議第2号をボタン式投票により採決いたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議員発議第2号は原案のとおり可決されました。

日程第10 閉会中の継続調査について

○議長（三田敏秋君） 日程第10、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

各常任委員長から会議規則第111条の規定によって、お手元に配付の申し出書が議長宛てに提出されております。

お諮りします。各委員会にかかわる閉会中の継続調査については、各委員長申し出のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ご異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続調査については、各常任委員長申し出のとおり決定をいたしました。

日程第11 議員派遣の件

○議長（三田敏秋君） 日程第11、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。地方自治法第100条第13項及び会議規則第167条の規定により、お手元に配付の議員派遣の件のとおり議員を派遣したいと思います。なお、内容に変更が生じた場合は、議長にご一任願いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件は別紙のとおり決定し、その内容の変更については議長に一任されました。

○議長（三田敏秋君） 以上で本日の日程は全て終了しましたので、会議を閉じ、平成29年第1回定例会を閉会いたします。

長期間にわたり大変ご苦労さまでございました。

また、この3月末をもって退職される職員の皆様には、長い間大変ご苦労さまでございました。議会を代表いたしまして、厚く御礼を申し上げます。大変ご苦労さまでございました。（拍手）

午後 2時35分 閉 会